

別紙（会員質問に対する回答）

2020.8.31現在

| 品目 | 新規・追加等 | 用途等（★は質問） | 請求科目 | 医療政策課回答 |
|---|--------|--|-------------|--|
| 下水工事 | | 感染予防を考慮した水回り（トイレ等）の工事 | 需用費 | 修繕費であれば、需用費、備品購入に付随する取付工事費であれば、備品購入費となります。 |
| 換気設備 | | | 需用費または備品購入費 | |
| 気調・熱交換型換気扇（パナソニックFY-15ZBG3/1W）の空調工事をした。 | | ★領収書の書き方（但し書きにどこまで書いた方が良いか）？ ★100万円を超えても超えた部分も領収書の添付が必要か？ | 備品購入費 | ・領収書の但し書きには内容のわかる範囲で記載をお願いします。 ・実績報告書に記載した金額分について、領収書の添付をお願いします。 |
| 網戸 | 新規設置 | 診療室・待合室・トイレの換気のため | 需用費または備品購入費 | 修繕費であれば、需用費、備品購入に付随する取付工事費であれば、備品購入費となります。 |
| 院内換気工事 | | 100万円以上 ★工事費の費目扱いは？ | 需用費 | |
| 換気機能付きエアコン（空気浄化機能付き） | 新規購入 | | 備品購入費 | <ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止対策に要する費用 ・院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用 であれば、幅広く対象となります。 |
| 空気清浄機能付きエアコン | | 診療室・待合室 | 備品購入費 | |
| ウイルス除去機能付きエアコンへの交換 | 買い替え | | 備品購入費 | |
| ウイルス対策フィルター（チタンアパタイトフィルター）付きエアコン | | | 需用費 | |
| 空気清浄機 | | 診療室、待合室の空気清浄 | 需用費または備品購入費 | |
| パナソニックジアイーノ空間除菌脱臭機 F-JML50 F-MV4100 | | | 需用費または備品購入費 | |
| パナソニックナノイー空気洗浄機能 CS-220DX（エアコン） | | | 需用費または備品購入費 | |
| ウイルス除去空気清浄機（Air dog×5） | | | 需用費または備品購入費 | |
| 次亜塩素酸 空間除菌脱臭機 | | 診療室、待合室、スタッフルームに置こうと考えている。 今は窓を開けて対応しているが、エアコンの効きが悪く、虫なども入ってくるため。 院長室にも置きたい。 | 備品購入費 | |
| 天井備え付け型換気扇（9台） | 買い替え | 院内換気量向上のため、旧型から新型への入れ替え | 備品購入費 | |
| サーキュレーター | | 診療室・待合室の換気と空気の循環のため | 備品購入費 | |
| セルフレジ | | | 備品購入費 | ・感染拡大防止対策に要する費用 |
| セルフレジ/自動釣銭機、ディスプレイ※資料付き | | 診療費の支払いをセルフで行うことにより、紙幣や硬貨を介した接触を減らすことができるとともに、待ち時間を短縮できる。 窓口会計業務の時短により待合室の密接・密集の改善に寄与できる。 | 備品購入費 | ・院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用 |
| 受付レセプトパソコン | 追加購入 | 受付の混雑、待ち時間を減らすために2台目の受付PCの導入をしたい。 | 備品購入費 | であれば、幅広く対象となります。 |
| パソコン・タブレット端末 | | カルテ入力時に共用を避けるため、端末の増設 | 備品購入費 | |

| 品目 | 新規・追加等 | 用途等（★は質問） | 請求科目 | 医療政策課回答 |
|---|---------|--|-------------|--|
| ダイワ通信 AI体温検知カメラ | | | 需用費または備品購入費 | <p>・感染拡大防止対策に要する費用</p> <p>・院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用</p> <p>であれば、幅広く対象となります。</p> |
| 非接触型体温計 | | 患者さんの体温測定用 | 備品購入費 | |
| チェアー | 増設用 | | 備品購入費 | |
| オートクレーブ（オサダ等） | | タービン・コントラ自動注油装置 滅菌の前に中身をきれいにする装置です。 | 備品購入費 | |
| フリーアーム | 追加購入 | もともとフリーアームを使用していたが、チェアー増設のためそこにもつけるというケース。 | 需用費または備品購入費 | |
| 口腔外バキューム | 新規・追加購入 | エアロゾル拡散防止を目的としチェアー毎に設置 | 備品購入費 | |
| 口腔外バキューム | | ★3月に購入（60万円）、3月4月の分割払いをしている場合はどうなるか？ | 備品購入費 | |
| 口腔外バキューム 交換用フィルター | | 年1回は交換を要するため、事前に購入可能か？ | 備品購入費 | |
| ナカニシ Ti-MAXエアスケーラー | | | 備品購入費 | |
| エアスケーラー ユーリー | | 口腔内清掃器具 | 需用費または備品購入費 | |
| タービン | 追加購入 | 感染予防対策による保有数追加購入 | 備品購入費 | |
| タービン・マイクロモーター用のハンドピース （5倍速コントラ、コントラ・ストレート） | 購入 | | 備品購入費 | |
| タービン修理 | | 歯科の細かい材料がどこまで補助対象となるのかももっと詳しく具体例を知りたい。 | 需用費 | |
| タービンバー・ストレートバー等バー類 | | 歯科の細かい材料がどこまで補助対象となるのかももっと詳しく具体例を知りたい。 | 備品購入費 | |
| トルテック 5倍速コントラ | 追加購入 | 感染予防対策による保有ハンドピースの保有数追加 | 備品購入費 | |
| ハンドピース | | | 備品購入費 | |
| ユリー（ヨシダ） | | ブラシ専用ハンドピース | 需用費または備品購入費 | |
| ポータブル吸引機（スイーティー） | | 訪問診療の口腔ケアにて使用 | 需用費または備品購入費 | |
| 器具洗浄機 | 追加購入 | | 備品購入費 | |
| 器具の滅菌剤 | | | 備品購入費 | |
| 小型滅菌機 | 追加購入 | | 備品購入費 | |
| 機能水生成装置 | 新規購入 | 医療器具洗浄、消毒薬として利用 | 備品購入費 | |
| スリウェイシリンジノズル | | 空気や水を出す器具の先端、患者ごとに消毒したいため | 需用費または備品購入費 | |
| 超音波洗浄器 | | 滅菌前の器具の洗浄用 | 需用費または備品購入費 | |
| ホシザキ ウォッシャーディスインフェクター | | 診療機材の洗浄、消毒機器 | 備品購入費 | |
| ポセイドン（歯科ユニットウォーターライン除菌装置） | | | 備品購入費 | |
| ミーレジェットウォッシャー-PG8581 | | 医療用器具の洗浄と消毒に用いる大型器具 | 備品購入費 | |
| モリタ ルブリナ2 ハンドピースメンテナンス装置 | | 高温オイル消毒器 | 備品購入費 | |
| スリッパ滅菌ディスペンサー | | | 備品購入費 | |
| 洗濯機 | | 歯科の細かい材料がどこまで補助対象となるのかももっと詳しく具体例を知りたい。 | 備品購入費 | |

| 品目 | 新規・追加等 | 用途等（★は質問） | 請求科目 | 医療政策課回答 |
|------------------------|--------|--|--------|---|
| 掃除機 | | 歯科の細かい材料がどこまで補助対象となるのかもっと詳しく具体例を知りたい。 | 備品購入費 | 求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用 |
| 掃除機 | | 院内掃除時に排気のクリーンな掃除機の導入 | 備品購入費 | であれば、幅広く対象となります。 |
| オークションで買ったマスク・ガウン・グローブ | | ★領収書がない場合の対応は？ | 需用費 | 納品書等による納品および金銭の支払いがわかるものがあれば代用可能です。 |
| ユニフォーム | | ガウン着用のため、通気性の良いものを買いたい | 需用費 | ・感染拡大防止対策に要する費用 |
| 消毒用アルコール | | | 需用費 | ・院内等での感染拡大を防ぎながら、地域で |
| 紙コップ | | 歯科の細かい材料がどこまで補助対象となるのかもっと詳しく具体例を知りたい。 | 需用費 | 求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用 |
| テーブル | | スタッフルームで向き合っの飲食を避けるための増設 | 備品購入費？ | であれば、幅広く対象となります。 |
| 人件費 | 追加の費用 | 4/1付で採用のパートタイム歯科助手の人件費 (消毒、滅菌、院内清掃業務を主とする者) | 人件費 | 「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外となります。新規に雇用された場合でも、通常の医療の提供を行う方にかかる人件費は対象なりません。 |
| その他の質問 | | ★領収書が合算の場合は（購入物品に対象外の商品が入っている場合）？ | | 対象物品のみを申請金額として計上いただき、領収書は対象経費が明確にわかるようマーキング等をしうえでご提出ください。 |
| | | ★請求書の宛てが申請者と異なる場合は？ (例) 申請は口腔保健センター⇒領収書宛ては県歯科医師会 ※会が運営する歯科医療機関の扱い | | 領収書の宛名が開設者等明らかに申請者と同一のものであると認められる場合は問題ありませんが、申請者と同一のものが望ましいです。 |
| | | ★令和2年3月に購入（契約）し、3月4月の分割払いをしている場合はどうなるか？ | | 令和2年4月1日から令和3年3月31日の経費のみが対象となります。3月分の支払いについては対象となりません。 |
| | | ★対象期間内に購入したが、分割払いで支払いがR3年4月以降も続く場合はどうなるか？ | | 令和2年4月1日から令和3年3月31日の経費のみが対象となります。令和3年4月分以降の支払いについては対象となりません。 |
| | | ★納品が間に合わない場合でも、支払いをR3.3月末までに終えていれば対象となるか？ | | 令和2年4月1日から令和3年3月31日の経費のみが対象となります。3月31日までに領収書が発行されていれば対象となりますが、令和3年度への繰越手続きについても検討中ですので、納品が間に合わない場合は別途ご相談ください。 |